

令和 8 年度階上町ごみ処理実施計画

1 総則

- (1) 本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき定めるものであり、計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 実施計画の区域は、町の区域全体とする。
- (3) この計画において使用する用語は、法の例による。

2 ごみの発生量及び処理量の見込み量

(単位：t)

種 別		家 庭 系	事業系	合 計	
行政で処理するごみ	燃やせるごみ	2,389	310	2,699	
	燃やせないごみ・粗大ごみ	201	20	221	
	資源物	缶・びん・ペットボトル	192	—	336
		新聞紙・段ボール	88		
		雑誌・チラシ・古布・その他紙	56		
	有害ごみ	4	—	4	
使用済小型家電	1	—	1		
合 計		2,931	330	3,261	

3 ごみの排出抑制・再資源化計画

(1) 家庭系ごみ

- 1) 水分の多い生ごみについて、水切りを奨励するほか、食べ残しや賞味期限切れで廃棄する食品を減らすよう周知し、ごみの減量を図る。
- 2) 刈り取った草及び木の枝等をごみとして出す際はなるべく乾燥させるよう周知し、ごみの減量を図る。
- 3) 燃やせるごみに混入している厚紙及び包装紙等の「その他紙」と、トレーナー、肌着及びタオル等の素材が主に綿（めん）でできた「古布」の資源物への分別徹底を周知し、燃やせるごみの減量を図る。
- 4) 資源物はスーパー等での店頭回収を奨励し、再資源化の促進を図る。
- 5) 粗大ごみは「捨てる」よりも製品の長寿命化・再生利用等の意識を高める。
- 6) 町が拠点回収した使用済小型家電は、広域一部事務組合において燃やせないごみから回収した物とともに、認定事業者等に引き渡す。
- 7) その他の資源物は、広域一部事務組合で中間処理後、売却又は再資源化事業者へ委託し再生利用される。

(2) 事業系ごみ

- 1) 産業廃棄物と一般廃棄物の区別等、ごみの適正排出を啓発する。
- 2) 事業所から排出される資源となる紙は、八戸清掃工場への搬入を規制し、古紙リサイクル事業者へ持込みすることにより、燃やせるごみ削減及び再資源化の促進を図る。
- 3) 処分業者が再資源化可能な資源物（厨芥類等）については、処分業者への委託による再資源化の促進を図る。

(3) 町民に対する広報・啓発活動

リサイクルや減量等について広報・啓発活動を行い、ごみに対する町民の意識の高揚を図る。

- 1) 広報紙や町ホームページ、さらにはチラシ等によるごみ減量・リサイクル等の情報提供に努める。
- 2) 地域の総会や各種団体の集会、さらに小中学校の児童生徒等を対象として、ごみの分別方法や出し方等、周知啓発に努める。
- 3) イベント等において、ごみの分別方法や減量方法等の啓発活動に努める。

4 収集・運搬計画

(1) 収集運搬の実施主体、収集日及び収集の方法

種 別	実施主体	収集日	収集方法																			
家庭系 燃やせるごみ	委託	東部：毎週木曜日 (5月から9月は月曜日も実施) ※特別収集：5/4、7/20、9/21、 12/30、2/12 中央西部：毎週火曜日 (5月から9月は金曜日も実施) ※特別収集：5/5、8/11、9/22、 11/3、12/29、2/23	集積所 (半)透明袋																			
		毎月第1月曜日 ※祝日の場合は翌週	集積所 かご収集																			
	粗大ごみ	排出者 又は 収集運搬 業者	【東部】 ○木製品……5/22、9/18、1/22 ○非木製品…7/21、11/17、3/16 【中央西部(石鉢・蒼前・野場中を除く)】 ○木製品……5/18、9/14、1/18 ○非木製品…7/23、11/19、3/18 【石鉢・蒼前・野場中】 ○木製品……5/25、9/28、1/25 ○非木製品…7/30、11/26、3/25	集積所																		
			【リサイクルプラザに持ち込みする場合】 ○木製品	<table border="1"> <tr> <td>4月</td> <td>17(金)、20(月)、24(金)、 27(月)、28(火)</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>18(月)、22(金)、25(月)、 26(火)、29(金)</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>19(金)、22(月)、23(火)、 25(木)、26(木)、29(月)</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>17(金)、24(火)、27(月)、 28(火)、31(金)</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>21(金)、24(月)、25(火)、 28(金)、31(月)</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>14(月)、18(金)、25(金)、28(月)</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>19(月)、22(木)、23(金)、 26(月)、27(火)、30(金)</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>20(金)、24(火)、27(金)、30(月)</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>18(金)、21(月)、22(火)、25(金) 28(月)</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>18(月)、22(金)、25(月)、 26(火)、29(金)</td> </tr> </table>	4月	17(金)、20(月)、24(金)、 27(月)、28(火)	5月	18(月)、22(金)、25(月)、 26(火)、29(金)	6月	19(金)、22(月)、23(火)、 25(木)、26(木)、29(月)	7月	17(金)、24(火)、27(月)、 28(火)、31(金)	8月	21(金)、24(月)、25(火)、 28(金)、31(月)	9月	14(月)、18(金)、25(金)、28(月)	10月	19(月)、22(木)、23(金)、 26(月)、27(火)、30(金)	11月	20(金)、24(火)、27(金)、30(月)	12月	18(金)、21(月)、22(火)、25(金) 28(月)
4月	17(金)、20(月)、24(金)、 27(月)、28(火)																					
5月	18(月)、22(金)、25(月)、 26(火)、29(金)																					
6月	19(金)、22(月)、23(火)、 25(木)、26(木)、29(月)																					
7月	17(金)、24(火)、27(月)、 28(火)、31(金)																					
8月	21(金)、24(月)、25(火)、 28(金)、31(月)																					
9月	14(月)、18(金)、25(金)、28(月)																					
10月	19(月)、22(木)、23(金)、 26(月)、27(火)、30(金)																					
11月	20(金)、24(火)、27(金)、30(月)																					
12月	18(金)、21(月)、22(火)、25(金) 28(月)																					
1月	18(月)、22(金)、25(月)、 26(火)、29(金)																					

			2月	15(月)、19(金)、22(月)、26(金)	
			3月	19(金)、23(火)、26(金)、29(月)	
			○金属・プラスチック等(非木製品)：土日祝日・年末年始を除く、上記以外の月曜日から金曜日 (9:00~12:00、13:00~17:00)		
資源物	缶・びん・ペットボトル	委託	毎週水曜日		集積所 かご収集
	新聞紙・段ボール		毎週第1・3水曜日		集積所 紙紐で縛る
	雑誌・チラシ・その他紙		毎週第2・4水曜日		集積所 (半)透明袋
	古布				
	有害ごみ		協力店の設置箱へ随時 小型家電回収BOX 備付けの回収かごへ随時		拠点回収
使用済小型家電	直営	庁舎、道仏公民館、ハートフルプラザ・はしかみ及び石鉢ふれあい交流館 ※開館時間内		拠点回収	
事業系	燃やせるごみ	排出者又は収集運搬業者	随時		自己搬入又は収集運搬業者に依頼
	燃やせないごみ				
民間主体で処理される資源物等					
犬猫等動物の死体		直営・委託	随時		電話受付制

※原則、収集を休む日は、土曜日、日曜日、祝日、振替休日及び年末年始(12月29日から1月2日まで)の間とする。

※収集日の朝8時までに集積所へ出すものとする。

※集積所については、町内すべてステーション方式だが、一部戸別収集あり。

※犬猫等の動物の死体回収については、道路等で死んでいた所有者のいないものに限る。

(2) 行政で収集しない一般廃棄物

1) 家電四品目

品目	テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ式)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
処理方法	小売業者へ引取りを依頼するか、指定引取場所へ自ら、又は収集運搬業者に依頼し運搬

2) パソコン(使用済小型家電回収ボックスに投入できないもの)

品目	デスクトップパソコン本体、ディスプレイ(液晶CRT)、ノートパソコン、ディスプレイ一体型パソコン
----	--

処理方法	小売業者へ引取りを依頼するか、指定引取場所へ自ら、又は収集運搬業者に依頼し運搬
------	---

3) 適正処理困難物

品目	自動車部品、タイヤ、ホイール、バッテリー、発煙筒、農機具、ガスボンベ、消火器、発電機、ボイラー、ドラム缶、耐火金庫、ピアノ、灯油、廃油、塗料、グラスウール、ロックウール、エンジン付き芝刈機、除雪機、中身の入った容器、既定サイズに裁断されていない畳、ブロック等のコンクリート、瓦礫、漬物石等
処理方法	購入店や取扱店、専門業者に引取りを依頼

5 処理施設の概要

(1) 焼却施設

設置主体	八戸地域広域市町村圏事務組合	
名称	八戸清掃工場第1工場	八戸清掃工場第2工場
所在地	青森県八戸市大字櫛引字取揚石1-1	
炉型式	全連続旋回流型流動床焼却炉	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	150 t / 24 h × 2 炉	150 t / 24 h × 1 炉

(2) 破碎・選別施設

設置主体	八戸地域広域市町村圏事務組合	
名称	八戸リサイクルプラザ	
所在地	青森県八戸市大字櫛引字山田山1-1	
処理能力	資源化ライン	49 t / 5h
	破碎ライン	61 t / 5h
	紙・布ライン	61 t / 5h
	有害ごみライン	0.09 t / 5h

6 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 階上町廃棄物減量等検討委員会

廃棄物に関する重要事項についての方策や一般廃棄物の減量に関する事項の調査・検討を行う。

(2) 不法投棄防止対策

通常のパトロールに加えて、青森県が配置している廃棄物不法投棄監視委員等と連携を図り、不法投棄の早期発見や未然防止に努める。また、不法投棄を発見した場合は警察と連携を図り、投棄者の特定を行う。

(3) 災害廃棄物の処理

災害により廃棄物が発生した場合には、被災状況に応じて、臨時収集の実施や一般廃棄物処理手数料を減免する等、業務遂行と万全な環境衛生を図っていく。